

無期転換ルール特別相談窓口を開設します！

平成29年9月1日（金）開始！



平成29年9月、10月は「無期転換ルール取組促進キャンペーン」期間です。

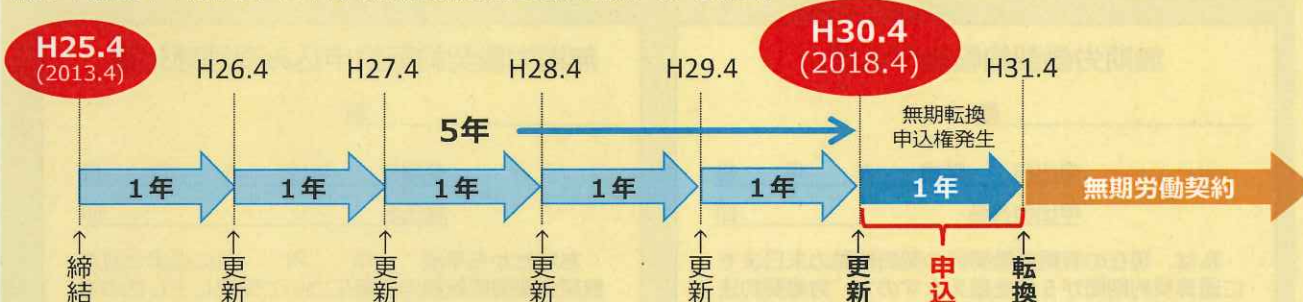
対象となる労働者

原則として、契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で通算5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパートタイマー、アルバイト、派遣社員などの名称は問いません。

無期転換ルールとは？

有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【例：平成25年4月から、1年間の有期労働契約を更新し続けている場合】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定め（労働協約、就業規則、個々の労働契約等）がない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則などの改定などが必要です。

◆ 説明会の案内 ◆ 次の会場で、無期転換ルールの説明等及び個別相談会を開催しています。

●職場におけるハラスメントの防止対策等に関する説明会

申込先：宮崎労働局雇用環境・均等室 Tel 0985-38-8821

平成29年9月12日 14時～ 宮崎市民プラザ オルブライトホール

平成29年9月6日 13時30分～ 延岡総合文化センター 小ホール

平成29年9月8日 13時30分～ ホテル中山荘 サファイアの間

平成29年9月4日 13時30分 日南公共職業安定所

●厚生労働省委託事業 労働契約等解説セミナー2017『「安心」して「働く」ためのルール』

申込先：東京海上リスクコンサルティング Tel 03-6213-6150

平成29年11月30日 13時10分～ 高千穂ホール

平成30年2月16日 13時10分～ 高千穂ホール

●厚生労働省委託事業 無期転換セミナー

申込先：公益社団法人宮崎労働基準協会 Tel 0985-25-1853

平成29年10月17日 13時30分～ 延岡市職業訓練支援センター

平成29年10月23日 13時30分～ 矢野産業祇園ビル講習会場

平成30年1月30日 13時30分～ 日南テクノセンター

★定年後引き続き雇用される有期契約労働者等については、宮崎労働局長の認定を受けることで、無期転換申込権が発生しないとする特例が設けられています。

「無期転換ルール」Q&A

Q1

「無期転換ルール」は何のためにあるの？

A1. 有期労働契約で働く人の約3割が、通算5年を超えて有期労働契約を繰り返し更新している実態にあり、それによって生じる雇止めの不安の解消が課題となっています。また、有期労働契約であることを理由として不合理な労働条件が定められることのないようにしていく必要もあります。

無期転換ルールは、こうした問題に対処し、働く人が安心して働き続けることができる社会を実現するためのものです。

Q2

無期転換の申込みの方法は？

A2. 申込みは、口頭で行っても法律上は有効です。しかし、口頭での申込みは、後日、申込みをしたかどうかの争いが生じやすいという問題がありますので、労働者の方には、できるだけ書面で申込みを行うことをお勧めします。また、申込みを受けた事業主の方には、その事実を確認するための書面を労働者に交付しておくことをお勧めします。申込みの書面については、以下を参考にしてください。

無期労働契約転換申込書

殿

申出日 平成 年 月 日

申出者氏名 印

私は、現在の有期労働契約の契約期間の末日までに通算契約期間が5年を超えますので、労働契約法第18条第1項に基づき、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）への転換を申し込みます。

無期労働契約転換申込み受理通知書

殿

受理日 平成 年 月 日

職氏名 印

あなたから平成 年 月 日に提出された無期労働契約転換申込書について受理しましたので通知します。

Q3

無期転換後の労働条件は？

A3. ○労働条件は、有期雇用のときと原則同じ

無期転換ルールによって、契約期間は有期から無期に転換されますが、無期転換後の給与などの労働条件は、就業規則等で別段の定めがある部分を除き、直前の有期労働契約と同一の労働条件となります。

○必ずしも正社員になるわけではない

無期転換は、有期労働契約を無期労働契約に転換するものなので、必ずしも正社員になるものではありません。

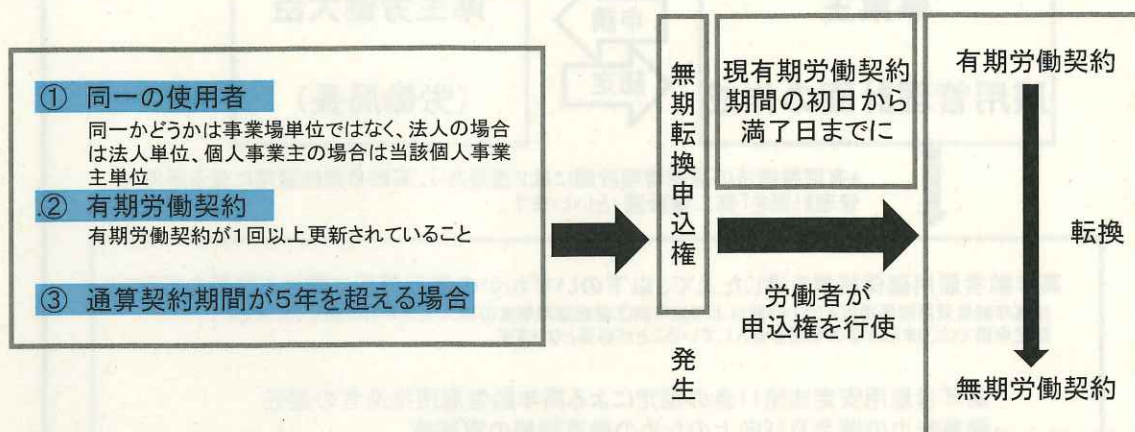
困ったときの相談は ～匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。

地 区	相談窓口（総合労働相談コーナー）	電話番号	所在地
宮 崎	宮崎労働局雇用環境・均等室	0985-38-8821	宮崎市橘通東3丁目1-22宮崎合同庁舎4階
宮 崎	宮崎労働基準監督署	0985-29-6000	宮崎市丸島町1-15
延 岡	延岡労働基準監督署	0982-34-3331	延岡市大貫町1-2885-1
都 城	都城労働基準監督署	0986-23-0192	都城市上町2街区11号都城合同庁舎6階
日 南	日南労働基準監督署	0987-23-5277	日南市戸高1-3-17

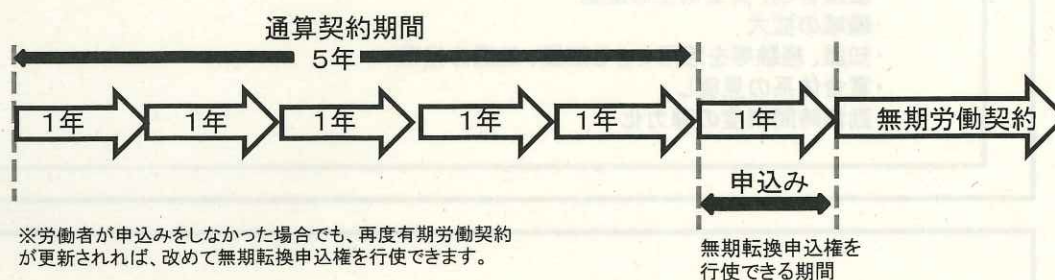
有期雇用特別措置法について

労働契約法では、平成25年4月から「無期転換ルール」が導入されています。

このルールは、有期労働契約の濫用的な利用を抑制し、労働者の雇用の安定を図ることを目的に、同一の使用者との有期労働契約が通算5年を超えて繰り返し更新された場合に、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換するというものです。



無期転換の例（1年契約を更新して5年超となるケース）



通常は、同一の使用者との有期労働契約が通算5年をこえて反復更新された場合には、無期転換申込権が発生しますが、

- ①適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主の下で、
- ②定年に達した後、引き続いて雇用される

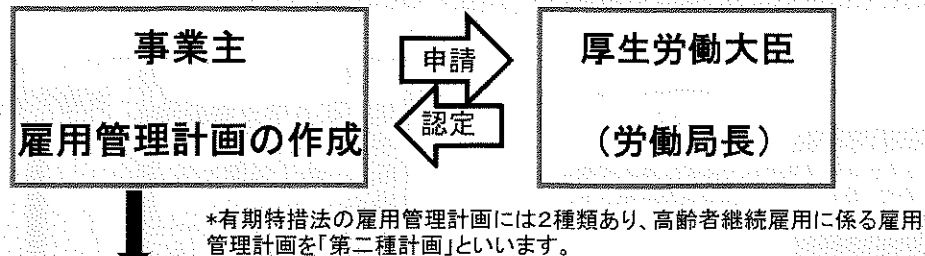
有期雇用労働者（継続雇用の労働者）については、その事業主に定年後引き続いて雇用される期間は、無期転換申込権は発生しません。

定年後、有期労働契約により継続雇用される者とは

- 1 定年が「60歳以上」であること。
- 2 定年まで雇用していた事業主に引き続き雇用された者
- 3 有期労働契約であること

- ・この特別措置法の適用を受けるためには、雇用管理に関する計画の認定申請が必要です。
- ・申請は、本社・本店管轄の都道府県労働局まで。
事業場ごとに作成する必要はなく、本社・本店で一括して作成してください。
- ・申請に当たっては、原本と写しの合計2部を提出してください。
申請書と添付書類については、それぞれ原本と写しの合計2部を提出いただくよう、お願いいたします。

認定を受けるには(高齢者継続雇用の場合)



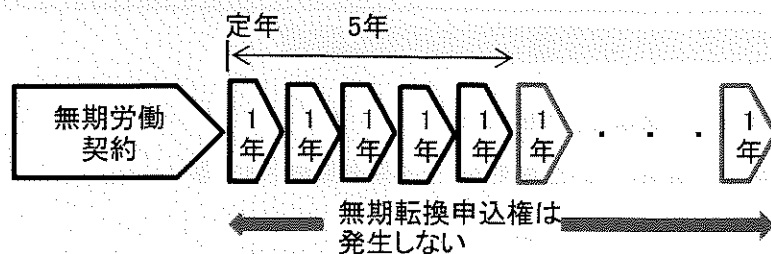
高年齢者雇用確保措置を講じた上で、以下のいずれかの雇用管理に関する措置を行うこと
※高年齢者雇用確保措置とは①65歳以上の定年制②継続雇用制度の導入③定年制の廃止のことです。
認定申請では①または②の制度を導入していることが必要となります。

- ・高年齢者雇用安定法第11条の規定による高年齢者雇用推進者の選任
- ・職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等
- ・作業施設・方法の改善
- ・健康管理、安全衛生の配慮
- ・職域の拡大
- ・知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進
- ・賃金体系の見直し
- ・勤務時間制度の弾力化

認定を受けたら

通算で5年を超えた場合は、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換

定年後引き続き雇用されている期間中は、無期転換申込権は発生しない。



申請または申請に係るお問い合わせは

〒880-0805 宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎4階

宮崎労働局雇用環境・均等室 TEL0985-38-8821 までお願いいたします。